

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 総務人事課

許認可等の内容		後援等の承認
根拠法令等及び条項		栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第3条
	参考事項	栃木市イベント開催時の安全管理方針 栃木市の後援等受付マニュアル
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成28年 5月17日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 福祉の向上及び産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与し、公益性があること。</p> <p>(1) 事業計画等に記載された目的等により、福祉の向上及び産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与することが確認できる。</p> <p>(2) 公益性があると判断できる。</p> <p>(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）の利益にならない、又はなるおそれも認められない。</p> <p>2 団体等の存在が明確で、活動実績等から十分事業を遂行できる能力があると判断されるものであること。</p> <p>(1) 団体等の存在が明確である。</p> <p>(2) 活動実績、主催者構成員等から十分事業を遂行できる能力があると判断される。</p> <p>3 開催又は開設の場所における公衆衛生、災害防止等について、十分な措置が講じられていること。</p> <p>(1) 開催場所に対して、参加人数が適当である。</p> <p>(2) トイレや手洗所は必要な数が設置されている又はされる見込みである。</p> <p>(3) 火気を取り扱うイベントについては、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>ア 会場には露店等、火気取扱場所ごとに消火器を適正に配置すること。</p> <p>イ 会場内の電源は送電電気を使用し、ガソリンを燃料とする携帯発電機の使用は行わないこと。ただし、送電電気が無い場合で、やむを得ず携帯発電機を使用する場合は、消火器を配置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を行うこと。その際、携帯発電機は安全な場所に設置し、管理するとともに必要に応じロープ等により観客等から隔離すること。また、イベント開催中の会場内での燃料の給油は行わ</p>	

ないこと。

4 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

- (1) 政治的に賛否等の議論が分かれている特定の政策を支持し、又はこれに反対する主張を行うおそれがないこと。
- (2) 特定の候補者、政党その他の政治団体を支持し、又はこれに反対する主張を行うおそれがないこと。
- (3) 特定の思想の普及等を目的とした事業ではないこと。(公益に関する思想を除く)
- (4) 教育の中立性を損なうおそれのないこと。
- (5) 市民から特定の政治又は宗教を推進しているとの誤解を招かないこと。

5 営利を目的としないこと。

- (1) 参加費等を徴収する場合は、事業を運営する上で必要な金額とすること。

6 共催については、市職員が、職務として事業の企画または運営に参画していること。